

## 徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等にかかる収入に相当の減少があった方は、最長1年間、市税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- ※ 猶予期間内の分割納付や、期間途中での納付など、事業の状況に応じて、計画的に納付していただくことも可能です。

### 対象となる方

- ①②のすべてを満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。
- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少していること。
  - ② 一時に納付、又は納入することが困難であること。

### 対象となる市税

- ・ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する、市都民税、固定資産税、法人市民税、事業所税などの税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。

### 申請期間

- ・ 対象となる市税の納期限までに申請が必要です。
- ※ 納期限までに申請できない特段の事情がある方は、お電話でご相談ください。

### 申請手続等

- ・ 徴収猶予申請書に必要事項をご記入のほか、収入や預貯金等の状況が分かる資料を添付して提出してください。（提出が困難な方はご相談ください。）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送での受け付けとなります。書類の記入や添付書類等、申請手続きについてご不明な場合は、あらかじめお電話でご相談ください。

お問い合わせ・申請書送付先

192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市 税務部 納税課 猶予担当 電話 042-620-7224・7358